



排出事業場内の移送について廃棄物処理法上の問題点

質 問

(廃棄物の) 排出先で、その排出事業場内で廃棄物として排出されないもの(資材等)について

- ① 緑ナンバーでない産廃車両で構内移送することは可能でしょうか？
(排出元の排出事業所場内にて、廃棄物以外(資材関係)の物の移送作業に、産廃車両が従事 することに問題性があるかどうかの質問。)
- ② これの運送対価及び作業費として金銭を受け取ることは適法でしょうか？
(産廃の収集運搬ではないのに、運搬作業の対価を受領してよいかの質問。)

回 答

1. 産廃車両(白ナンバー)にて廃棄物以外の資材の運搬をする問題

廃棄物処理法では、他人の廃棄物を収集運搬する場合には、許可を受けた業者が、法の基準に合った許可車両にて運搬することを規定している。

今回の質問は、廃棄物以外の資材等を運搬する行為であり、廃棄物処理法が対象とする目的行為には該当しない。

廃棄物処理法では、産廃の許可を受けた車両にて、産廃以外の資材運搬の使用を制限したり禁止する条項は存在しない。産廃車両による廃棄物以外の資材の運搬は可能です。

2 産廃車両(白ナンバー)にて構内運搬作業に従事する問題

構内とは、道路運送法において定める公の道路とは根本的に異なる場所である。構内の安全などの管理は、当該会社等の構内管理者が責任を持って管理すべきものであり、道路運送法の適用が及ばない。

構内の運搬作業には、道路運送法が適用されないとすると、白ナンバー車両での作業には何ら問題がない。

例外的に、不特定の車両が走行することが想定される場所においては、事業所構内であったとしても、道路運送法等の交通法規が適用される場合がある。

例えば、港湾施設などの港湾管理道路が一例です。

3. 運搬作業の対価を受領する問題

上記の1.及び2.の論理の延長として、違法行為を行っているわけではないので、作業費用は、正当な対価として請求し受領することに問題はない。 以上

